

# 仕 様 書

## 第1 件 名

東京都ひとり親家庭就業推進事業準備業務委託

## 第2 目 的

令和4年度における東京都ひとり親家庭就業推進事業を実施するにあたり、円滑に事業を開始することを目的として、準備業務委託を実施する。

東京都ひとり親家庭就業推進事業の実施内容は、「東京都ひとり親家庭就業推進事業実施要綱」（令和3年12月21日付3福保子育第2378号福祉保健局長決定。以下「実施要綱」という。）の第4条に定めるものとする。

## 第3 委託期間

令和4年3月1日から令和4年3月31日まで

## 第4 履行場所

東京都との打ち合わせを行う場合は、育成支援課と協議のうえ、対応すること。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮すること。

## 第5 委託内容

東京都ひとり親家庭就業推進事業を令和4年4月1日から実施するにあたり、下記の準備業務を行うこと。

- (1) 都民に対する広報及び募集方法に関する企画業務
- (2) 企業に対する広報活動に関する企画業務
- (3) スキルアップ訓練に関する企画業務

企画の内容については、育成支援課に協議して、その了承を得ること。また、育成支援課の了承を得た企画の内容を盛り込んだ令和4年度事業実施計画を策定し、提出すること。

## 第6 事業実施体制

受託者は本事業を実施するために必要な人員を配置するものとし、当該職員が出張又は休暇等により受託業務に従事できない場合でも、他の職員が対応できる組織体制を編成すること。受託業務に従事する職員については、予めその役職名及び氏名を都に届け出ること。

事業実施体制を変更する場合は、具体的な変更内容を明らかにした上で、速やかに都に届け出ること。

## 第7 委託完了届の提出

受託者は、事業終了後15日以内に、都が別に定める様式により委託完了届を作成し、提出すること。

## 第8 委託経費の支払方法

都は受託者に対して契約金額を上限として、事業に要した経費を交付するものとする。受託者は

全ての委託業務が完了した後に、請求書を提出すること。都は、適正な検査の終了後に、受託者の請求書を受理した日から30日以内に支払う。

## 第9 委託事務の運営

- (1) 都は、委託事務の実施及びその経費の執行について、受託者と常に密接な連絡を保ち、効率的な運営を図るものとする。
- (2) 本事業を効果的に実施し、また、関係機関等からの照会等に対応するため、都は事業内容に関する必要な調整及び報告を求める場合がある。その際、受託者は、迅速かつ適切に対応すること。
- (3) 受託者は、「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」(平成20年雇児発第0722003号)、「東京都ひとり親家庭就業推進事業実施要綱」(令和3年12月21日付3福保子育て第2378号)に基づき、本事業を適切に実施するものとする。
- (4) 受託者は、委託事務が終了したときは、原則として15日以内に実績報告書を都に提出するものとする。
- (5) 都は、前号の実績報告書の審査を行うほか、必要に応じて関係書類等の検査を実施する。
- (6) 本委託契約書及び本仕様書で不明な点が生じた場合は、育成支援課と協議の上、定めるものとする。
- (7) 本委託事業によって知り得た個人情報の取扱いについては、別添「個人情報に関する特記事項」によるものとする。

ただし、同じ受託者が前年度に引き続き再度契約を受託する場合は、別添「個人情報に関する特記事項」第10項第1号の規定によらず、委託処理に必要な情報について使用目的を終了するまで適切に保管し、使用目的を終了した際には同項の例により処分を行うこと。
- (8) 受託者は、契約の遂行に当たって、別添「暴力団等排除に関する特約条項」を遵守するものとする。
- (9) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守するものとする。
  - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (10) 本契約により生じる著作権については東京都に帰属する。

## 第10 問い合わせ先

東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課ひとり親福祉担当  
電話 03-5320-4125 (内線32-614)